

介護医療院さんあい 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人仁生会が開設する介護医療院さんあい（以下「施設」という。）において実施する介護医療院の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設が実施する事業は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した経営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」また、「高知市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第43号）」の規程（以下「指定基準」という。）を守り、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護医療院 さんあい
- (2) 所在地 高知県高知市一宮西町1丁目7番25号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（医師） 1名
管理者は、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業に関し指定基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 医師 5名以上
医師は、診療に関する業務を行うものとする。
- (3) 薬剤師 2名以上
薬剤師は、薬の処方及び調剤に関する業務を行うものとする。
- (4) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、食事の提供に関する業務を行うものとする。
- (5) 看護職員 8名以上
看護職員は、看護及び医学的管理の下における介護に関する業務を行うものとする。
- (6) 介護職員 12名以上
介護職員は、医学的管理の下における介護に関する業務を行うものとする。
- (7) 理学療法士、作業療法士 5名以上 言語聴覚士 1名以上
理学療法士は、機能訓練に関する業務を行うものとする。
- (8) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務を担当するものとする。
- (9) その他の職員 必要に応じてその他の職員を置く。

(入所者の定員)

第5条 入所定員は、48名とする。

(入所者に対する介護医療院サービスの内容)

第6条 施設サービス計画に基づき、診療、看護、医学的管理の下における介護、食事の提供、機能訓練、相談援助等のサービスの提供を行うものとする。

2 施設の介護給付費算定に係る体制等は、I型介護医療院（看護職員数6：1以上、介護職員数4：1以上）とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護医療院サービスの額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、介護医療院サービスが法定代理受領サービスである時は、厚生労働大臣が定める基準に対し、各利用者の負担割合を乗じた額を徴収するものとする。

2 介護保険給付対象外のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得たうえで入所者からその費用の額の支払を受けるものとする。

3 介護保険給付対象外のサービスの種類、内容及び利用料金は、重要事項説明書に定めるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、サービスの提供を受ける際、他の入所者の迷惑になる行為は慎むとともに、施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用するよう留意するものとする。

(業務継続に向けた取り組みの強化)

第9条 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを行うため、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練を定期的実施するものとする。

2 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する。

3 施設は、消防法令に従い、消防計画を立てておくとともに、防火管理者を置き、火元責任者は、施設の職員から選任するものとする。また、消火訓練、避難訓練その他必要な訓練を毎年度2回行うものとする。避難訓練等においては、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第10条 入所者の人権の擁護、虐待防止のため必要な体制整備を講ずるものとする。

虐待の未然防止、虐待等の早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応が行えるように、従業者に対する虐待防止の研修を実施するものとする。

(リスクマネジメントの強化)

第11条 事故発生防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、指針の整備、報告・分析を行い改善策を従業者に周知徹底する体制整備、研修の定期的な実施を行うこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 施設は、職員の資質向上を図るため、随時研修を行うものとする。

2 男女雇用機会均等法における従業者のハラスメント対策の強化を講じ、施設の方針の明確化や相談体制を整備するものとする。

3 施設の職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、施設は、施設の職員が職員の資格を喪失した後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため、緊急、やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。
やむを得ず身体拘束を行う場合には、「身体拘束廃止マニュアル」にそって、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 5 宿直時間帯の入所者の病状の変化には、同一建物内の附属医療機関の宿直医師が速やかな対応を行う。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設の管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

変更 令和3年4月1日